

生徒指導関連事業の紹介（いじめ問題等に対する取組）

義務教育課

いじめの未然防止について

いじめ問題を考える週間

学期始めに、すべての公立学校の全学級において、いじめ問題に関する授業、アンケート、相談、講演等を実施する週を設け、児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であること、絶対に自ら命を絶ってはならないこと等を伝えることにより、いじめ問題の解決を図ります。

弁護士を活用したいじめ予防授業

法律の専門家である弁護士等を、学校に招聘し、いじめは刑事罰に該当する行為であることなど、法的側面からのいじめ予防授業等を行います。

いじめ防止子どもサミット

県内の児童生徒がさまざまな活動を通して交流したり、主体的に議論し合ったりするなどの取組を通して、いじめの防止について地域や校種を超えて共に考えます。

リーフレット等の配布

いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についてまとめたリーフレット等を配布します。

- ・ 「いじめ対策必携」教職員用
- ・ 「いじめ対策リーフレット」家庭用

いじめの早期発見について

いじめの相談窓口

○ かがしま教育ホットライン24

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含めた24時間対応可能な相談体制の整備を行い、いじめ問題の早期解決を図ります。

- | | |
|----------|--------------|
| ・ 全国統一 | 0120-0-78310 |
| ・ 固定電話専用 | 0120-783-574 |
| ・ 通話料有料 | 099-294-2200 |

○ SNSを活用した相談・通報事業

相談アプリ又はウェブサイトによる、双方向のやりとり等を通し、児童生徒の悩みの解決を図ります。（7/18～9/11予定）

学校ネットパトロール

学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し、学校等へ情報を提供するなど、ネットいじめ防止対策を推進します。

体制づくりについて

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

いじめ防止対策推進法（第22条）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

スクールカウンセラー等の配置

いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣します。

配置状況：71人

全公立小中学校、県立高等学校、希望する特別支援学校に派遣

スクールソーシャルワーカーの配置

福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。

配置状況：87人
41市町村で実施

スクールサポーターとの連携

学校と警察の「橋渡し役」として、県警が配置するスクールサポーター（警察OB等）が学校を訪問し、児童生徒の非行防止・安全確保等に関する助言等を行います。

その他の取組について

SOSの出し方に関する授業

児童生徒が問題や悩みを抱えたとき、どのようにして助けを求めればよいのかを、具体的なかつ実践的な方法で、児童生徒が学ぶ機会を設けます。

（各地区1校）合計8校に派遣予定

